

企業等の農業参入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業の担い手の育成・確保は、本県農政の最重要課題の一つであり、農業参入企業が地域農業の担い手として持続的かつ発展的な経営を展開することが、本県農業の活性化を図る点で極めて有効である。

そこで、地域農業全体での所得向上や活性化を図るために、資本力や経営力を有する企業の農業参入を促進し、地域農業の中心的な担い手に誘導・育成する必要がある。

このため、企業等の農業参入や農業経営の発展に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体等)

第2条 事業費補助金の事業実施主体、補助対象経費、補助率等は別表に定めるところによる。

ただし、別表に定める区分を超えた経費の流用は認めない。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町村長が、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式第1号に、様式第2号又は第3号を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定内容等の変更等の申請)

第4条 市町村長が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。ただし、別表に定める重要な変更以外の変更については別途指示を受けることとする。

- 2 市町村長が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第5号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第5条 市町村長が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第6号を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6条 市町村長は、補助金の事業が完了したときは、完了した日から10日以内に様式第7号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第8号を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の実績報告書を、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで知事に提出する。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出する前に、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(経営状況報告)

第8条 活動支援の事業を行った事業実施主体は、事業期間を含む営業年度から起算して3年間、営業年度終了後3ヶ月以内に、様式第10号を、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 整備支援の事業を行った事業実施主体は、事業期間を含む営業年度から起算して5年間（永年性作物等の場合は、成園化等に達する営業年度まで）、営業年度終了後3ヶ月以内に、様式第10号を、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

(処分の制限を受ける機械及び器具)

第9条 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、耐用年数がある全ての機械及び器具とする。

(帳簿等の保存)

第10条 市町村長及び事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 前条に規定する財産を取得した場合は、財産管理台帳(様式第11号)を作成し、規則第13条第2項に該当する場合を除き、耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過するまでの間、出来高設計書等の関係書類と共に保管しなければならない。

(書類等の提出)

第11条 市町村長が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の支庁又は農林振興センターを経由して農業経営課へ提出する(様式第7号を除く。)

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び補助金交付の対象となる事業の実施に関して必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則 (平成27年3月25日農第1695号)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知(以下この項において「旧通知」という。)は廃止する。ただし、旧通知により事業を実施した事業実施主体及び市町村における状況報告、帳簿等の保存等については、なお従前の例による。
 - (1) 企業参入促進・経営強化事業実施要領(平成24年4月10日付け農第30号農林水産部長通知)
 - (2) 企業参入促進・経営強化事業費補助金交付要綱(平成24年4月10日付け農第30号農林水産部長通知)
 - (3) 企業参入促進・経営強化事業の運用について(平成24年4月10日付け農第30号農林水産部長通知)
 - (4) 経営強化整備支援実施基準(平成24年4月10日付け農第30号農林水産部長通知)

附 則 (平成28年3月28日農第1555号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日農第 1707 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	事業種目	間 接 補 助 事 業 者	事業実施主体	補 助 率	補助額	重要な変更	
						事業の 内容の 変更	経費の 配分の 変更
活動 支 援	(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 技術習得 (5) 販路開拓 (6) その他	市 町 村	県内で新たに農業に参入する法人等であって、次のいずれかに該当し、企業等の農業参入支援事業実施要領に定める要件を満たすもの (1) 株式会社又は持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。） (2) 指定障がい福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。） (3) 知事が特に認める組織	1 ／ 2 以 内	1 事業当 たり 1,000 千円 以下 （ 1 事業 当たり 100 千円以上）	事業種 目の新 設又は 廃止	同一事 業実施 主体に 係る補 助金の 増額又 は事業 費 の 30%を 超える 減額
	(1) 商品開発 (2) 高付加価値化 (3) 新たな流通・販売体制の確立・開発 (4) その他		県内で農業に参入した法人等であって、次のいずれかに該当し、企業等の農業参入支援事業実施要領に定める要件を満たすもの (1) 株式会社又は持分会社 (2) 指定障がい福祉サービス事業者等 (3) 知事が特に認める組織				
整備 支 援	(1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械・施設 (3) 加工用機械・施設 (4) その他	市 町 村	県内で新たに農業に参入する法人等であって、次のいずれかに該当し、企業等の農業参入支援事業実施要領に定める要件を満たすもの (1) 株式会社又は持分会社 (2) 指定障がい福祉サービス事業者等 (3) 知事が特に認める組織	1 ／ 3 以 内	1 事業当 たり 10,000 千 円以下 （ 1 施設 等当たり 100 千円以 上）	事業種 目の新 設又は 廃止	同一事 業実施 主体に 係る補 助金の 増額又 は事業 費 の 20%を 超える 減額